

農業委員会だより

発行:中標津町農業委員会 編集:広報特別委員会

農業なかしべつ 第46号



昨年の9月7日・8日の2日間で計根別神社例大祭が初秋の好天の下、賑やかに開催されました。お神輿と踊りのパレード、ちびっこ相撲、夜は歌やダンスなど趣向を凝らした出し物が披露されると大きな歓声が響き、露店でも大人から子どもまで楽しそうにお祭りグルメを堪能していました。

あけましておめでとうございます

近年から続く猛暑などの気候変動や、国際情勢による農業資材や燃料等の高騰などによる地域農業への大きな影響も収まる気配のないまま新たな年を迎えることになりました。皆様におかれましては、将来への不安が常に付きまとう日々が続いていることとお察しします。

農業委員の仕事は、優良農地の確保、担い手への農地の集積、耕作放棄地の発生防止、新規参入の促進、農業者年金加入推進など多岐にわたっておりますが、農業者の生活の安定に寄与すべく少しでも安心していただけるように、国、道、町そして関係各機関への働きかけにも取り組んでいるところでございます。

これからも農業委員一丸となって、中標津町の農業の発展に貢献できるよう活動してまいりますので、皆様からより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



◆ 中 標 津 町 農 業 委 員 会 ◆

会 長 本 田 信 幸

会長代理 竹 村 聡

委 員

笠 原 康 博	中 村 正 生	後藤田 宏 幸	瀧 本 和 男
田 中 洋 希	長谷川 孝 二	横 田 千 秋	二 瓶 裕 貴
船 越 信 雄	遠 藤 昭 男	助 口 明 也	山 下 幸 枝
福 嶋 寿 顕	纓 坂 直 俊	西 塚 知 也	小 沼 大

令和6年活動報告

農業委員会における主な活動は、毎月1回開催される農業委員会総会の他にも農政委員会及び農地委員会などの特別委員会、あっせん会議、各種研修会や農地パトロールなど多種多様な活動がありますが、令和6年1月から12月までにおける農業委員会総会の開催内容は主に以下のとおりとなっております。



農地法第3条許可申請39件

当事者同士による相対での賃貸借・使用貸借・所有権移転を行う場合の手続き。この手続きを行わない貸借及び所有権移転は無効となる。また、農地の貸借や所有権の取得は農地法により、農業者が同法に規定されている条件を満たした農地所有適格法人でなければならない。

農地法第4条許可申請4件

農業者等による農地の自己転用を行う場合の手続き。農業用施設や農業者用住宅の建設の際に行う場合が多い。

農地法第5条許可申請 7件

当農地を転用目的により貸借や売買を行う際の手続き。砂利等の採取やイベント時の臨時駐車場などの際に行う場合が多い。

現況証明願 22件

当証明願のあった土地が農地または採草放牧地か否かを証明する手続き。登記簿上の地目を畑から変更する際に行う場合が多い。

農地所有適格法人の定期報告要件確認 70件

法人が農地を借受または所有するには農地法の要件を具備する必要があり、年に1回農業委員会に定期報告を提出する義務があり総会で確認を行う。

農用地利用集積計画 70件

農地法第3条許可申請と同様に賃貸借・使用貸借・所有権移転を行う場合の手続きであるが、農業経営基盤強化促進法により市町村農業経営基盤強化基本構想に基づき育成すべき農業経営者等に農用地を集積するための手続きで、売買や賃貸借の金額や権利の取得者は、農業委員会の仲介により決定することが必要。譲渡所得税、登録免許税、不動産取得税などの軽減等のメリットがある。

買入協議の要請 2件

地域での利用調整が不調となった場合に、農地中間管理機構(北海道農業公社)に一括で農地の買入を要請する際の手続き。買入した農地は機構が農業者等に5年間貸付した後に売却する。(俗に言う保有合理化事業)

その他案件(報告含む) 33件

道内先進地視察研修レポート

平成30年(2018年)9月6日に発生した『北海道胆振東部地震』は北海道内に甚大な被害を与え、中標津町でもブラックアウトが起こり停電により生活や業務が困難に陥ったことは皆さんも記憶に新しいと思います。当町農業委員が10月23日に厚真町を訪問し、被害状況を直接見てリアルな復興の現場の声をしっかりと聞いてきました。今回の研修は、30年以内に大きな地震が起るとされる当地域において、もしもの場合の被害の軽減と迅速な復興の役に立つことでしょう。



事務局を含めた当町農業委員会7人は、ワゴン車に乗り込み朝8時に出発し、午後2時半頃に厚真町役場に到着しました。まず初めに「つたえり公園」内の慰霊碑を訪れて献花と慰霊ののち、厚真町観光協会による被災現場のガイドを受けました。あいにくの暴風雨で車内からの視察でしたが、多くの山林や田畑を一瞬で崩壊させ、19名もの人命を奪った震度7の地震の現場は、かなり復旧しているものの当時のひどい状況が目に見え、映像や写真よりも良くわかりました。そして、役場に帰り厚真町農業委員会からの話を聞き、ブラックアウトや断水のこと、農地の復旧事業のことなど、当町に置き換えると今後国や道に制度改善の要望についての必要性を強く認識させられました。また意見交換においても地域農業の発展の参考になる貴重な話を聞くことができました。今回学んだことは農業委員で共有し、当町におけるもしもの時に役立つよう今後の施策に反映させるつもりです。快く受け入れ対応していただいた厚真町の皆様に感謝申し上げます。



農地の売買・賃貸の仕組みが変わります！ ～地域計画の策定とそれに伴う農地の売買・賃貸方法の変更について～

■地域計画とは

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行され、市町村は令和7年3月末までに地域の農地利用の将来像を見える化した「地域計画」を策定することとされました。「地域計画」は、これまでの「人・農地プラン」を土台に地域との話し合いにより、どのように農地を使って農業を進めていくのかを、一筆の農地ごとに具体的に把握し、10年後に目指すべき農地利用の姿を作成するものです。

■地域計画策定後の農地の権利設定(売買・貸借) ※令和7年4月以降

(1) 売買・貸借方法

原則として北海道農業公社経由となり、公社の農地売買等事業(即売リタイプ)については、農地出し手から買入価格の2%、受け手から売渡価格の1%の手数料が発生します。なお、賃借については、当面手数料は発生しません。

(2) 農地を買える人、借りられる人

「地域計画に位置付けられる方」～現状の営農者(認定農業者)



女性農業者のみなさんへ

農業者年金は今のあなたと
老後のあなたを応援します

老後生活
への備えは
十分ですか？



ポイント1 「終身年金」で、女性の長い老後を**しっかりサポート**します。

ポイント2 家族経営協定を結べば**保険料の国庫補助**も受けられます。
女性の農業経営への参画を**しっかり応援**します。

ポイント3 税制面で**大きな優遇措置**

詳しくは… 農業者年金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



ポイント1 「終身年金」で、女性の長い老後をしっかりサポートします

● 農業者の老後の生活の収入は、国民年金＋農業者年金が基本です！

高齢農家の家計費は夫婦お二人で約24万円が必要となるデータがあります。

国民年金の支給額は夫婦お二人で月額最高約14万円です。➡ **月額約10万円不足**

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が19年（84歳）、女性が24年（89歳）で、女性は男性より5年程長生きです。女性は、自分自身の年金を終身年金で準備することが重要です。

■ 農業者年金に夫のみ加入した場合と夫婦で加入した場合の比較

夫と妻は同年齢で、農業者年金へは30歳で保険料月額2万円で通常加入したとして比較

	65歳～87歳の年金額（夫婦）	88歳～92歳の年金額（妻のみ）
ケース1 農業者年金に 夫のみ加入	国民年金 夫 月額 6万8千円 妻 月額 6万8千円 計 月額 約14万円	国民年金 妻 月額 6万8千円
	農業者年金 夫 月額 4万4千円	農業者年金 なし
	合計：月額 約18万4千円	合計：月額 6万8千円
ケース2 農業者年金に 夫婦で加入	国民年金 夫 月額 6万8千円 妻 月額 6万8千円 計 月額 約14万円	国民年金 妻 月額 6万8千円
	農業者年金 夫 月額 4万4千円 妻 月額 3万8千円 計 月額 8万2千円	農業者年金 妻 月額 3万8千円
	合計：月額 約22万2千円	合計：月額 約10万6千円

※農業者年金の試算額については、65歳までの運用利回り2.5%、65歳以降の予定利率は1.00%として行っています。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和6年度は1.00%となっています。 ※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

ポイント2 家族経営協定を結べば保険料の国庫補助も受けられます 女性の農業経営への参画をしっかりと応援します

認定農業者等で青色申告をしている方と、家族経営協定を結ぶなどの一定の要件を満たせば、保険料の国庫補助が受けられます。

● 加入には農地の権利名義は要りません

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者（納付免除者を除く）又は60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

ポイント3 税制面で大きな優遇措置

● 保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。さらに、同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。

● 保険料の運用益が非課税

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。

● 将来年金として受け取る際も控除の対象

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となります。

女性加入者の声

● 夫と一緒に農業をやり、家事もやっているのだから、年金に夫婦で加入するのは当然のことだと思った。

● ずっと夫の扶養に入っていたため、国民年金の第3号被保険者だったが、夫の定年後は、国民年金第1号被保険者になり加入が可能になった。

農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金に
お問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

● 専門相談員

TEL: 03-3502-3199

● 企画調整室

TEL: 03-3502-3942

中標津町農業後継者対策協議会

農業青年との交流会を開催しました



11月9日・10日に道内各地から独身女性を招き、後継者青年との交流会を開催しました。ushiyadoを貸切りにして、カードゲームで盛り上がったあと、夕食交流会でおいしい料理とお酒を一緒に楽しみました。3組がマッチングして、2日目は夕方のイベント終了までそれぞれが自車でドライブに出かけて更に親睦を深めました。若干気温も上がって暖かく良い天気でしたので、この地域が初めての女性たちも大変楽しんでいただけた様子でした。次回は3月に開催する予定です。今回出席がかなわなかった後継者男性からのお申込みをお待ちしております。

★次回の交流会に参加する農業青年を募集します★

結婚・農業・移住に興味のある女性達を招き、後継者男性と交流するイベントを開催します。日程は3月1日(土)・2日(日)の1泊2日で、女性達に地域を知ってもらいつつ食事会などで親睦を深めてもらう予定です。農作業で忙しい方もヘルパーの用意が可能です。一度来てみたらきっと楽しんでもらえると思いますので、興味がある方はJAもしくは事務局にご連絡ください。そして、周囲の方は独身後継者男性が参加しやすいよう積極的に背中を押していただけますようご協力願います。



後継者や新規就農者の奥様が参加して『女性交流会』を開催しました



毎年恒例の女性交流会を12月5日に開催しました。結婚後10年目までの農業後継者の奥様や新規就農者の奥様たちの交流を目的として開催しており、今年は7名(急きょ2名欠席)が参加しました。行きの車中でもにぎやかでしたが、『まちの駅 標津サーモンプラザ』では、美味しい食事をとりながら景品がもらえるゲームで更に盛り上がりしました。地区やJA女性部の枠を超え、気遣いなく同世代に近い人と交流できるため参加した皆さんから高評です。また来年度も開催する予定ですので是非気軽に参加してください。

農業委員会はフェイスブックとエックスの公式アカウントで各種行事のお知らせや農業者に役立つ情報を迅速に提供しています。ぜひフォローをお願いします。



全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

発行日：月4回 金曜日発行
形態：B3版 10～14 頁縦

購読料：月 700円
(送料、税込み)

お知らせ

- 経営者にバトンタッチ - 経営委譲説明会に3家族が参加



経営移譲を予定している方を対象に、農業委員会とJAとが連携して経営移譲説明会を毎年開催しています。適切な経営移譲を進めていただくため、農業者年金の受給方法や所有農地の確認、農地の移譲方法の確認などを行っています。

今年度は3家族が経営移譲することになり、地区担当農業委員と事務局、所属するJA担当者を交えて内容を確認しました。航空写真を使って農地を見ながら、後

継者に権利を移譲するための確認作業の際は、改めて営農する農地を確認することで、自分の資産のチェックができ、今後の施設整備等の際に農地転用の手続きが必要であることなどについて考える良い機会とも言えます。また、家族で新しい仕事の役割分担や生活面を考えて話し合う良いきっかけにもなります。引き続き農業情勢は厳しいですが、これから経営のバトンを受ける後継者の皆さんの更なるご活躍に期待しています。



- 農地はかけがえのない国民の財産 - 農地パトロールを実施!!



11月12日、違法転用や耕作放棄地の発見や是正等を目的に、町内全域の農地利用状況調査と農地パトロールを実施しました。砂利等採取一時転用の現場などを回り、作業の進捗や農地復元の状況等について当事者からの立会及び説明を受けました。また、今後の事業の進め方や不良農地化防止及び耕作放棄防止のため、農地復元の考えを聴取しました。中標津町農業委員会は令和元年に根室中部砂利販売協同組合と砂利等地下資源採取に係る農地の一時転用に関するルールについての協定を締結しており、今後も限りある地下資源の採取と優良農

地保全の両立のため、農地パトロールを行い農地法の遵守及び協定どおりの事業実施についての確認を継続していきます。農地所有者である農業者の皆さんもご協力のほどよろしくお願いします。

編集後記

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。今号の表紙「計根別神社祭」の様子は地域性に懐かしさが伝わりますね。みなさんも今年行ってみませんか？ 中立女性農業委員になり一年半が経ちました。覚える事がたくさんありますが、現場に同行するのが一番の勉強になります。また、他の根室管内の女性委員さんとの交流や研修先では、先輩女性委員さんとの会話からも勉強になりました。まだまだ少しずつですがみなさまの大切な農地を守るため、農業者の安心、安全をサポート出来るよう精進して行きたいと思います。女性農業委員(一緒に)やってみませんか？ 最後に、厳しい寒さが続きますが、皆様と皆様大切な人にとって、本年が健康で笑顔がいっぱいの幸せな一年となりますように、心からご祈念申し上げます。(山下)

発行元

中標津町農業委員会

中標津町丸山2丁目22番地

TEL (0153) 74-0902 FAX (0153) 73-5333

http://nakashibetsu.jp/nougyou_jinkai/



広報委員長	横田	千秋
副委員長	福嶋	寿頭
委員	山下	幸枝
委員	笠原	康博
委員	竹村	聡